



特殊詐欺被害防止対策の推進

～詐欺犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています～



詐欺の電話はアプリでブロック！「警察庁推奨アプリ」



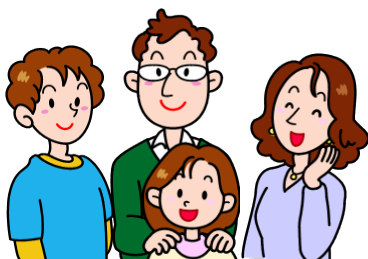
詐欺対策 by NTT タウンページ

詐欺バスター Lite

詐欺被害を防ぐためには、

固定電話に防犯対策をとり、犯人からの電話にでないこと
詐欺の手口を知っておくこと

が大切です。



電話などでのお金の話や身に覚えのないことは、すぐに家族や身近な友人、警察に相談してください。

兵庫県警察安全安心情報の二次元コードです。⇒
この機会にフォローをお願いします



X (旧 Twitter)

全国地域安全運動

～みんなでつくろう安心のまち～

実施期間 10月11日(日)から20日(火)までの10日間
運動重点 ○ 特殊詐欺の被害防止 ○ 地域防犯力の強化
○ 犯罪に加担させないための対策

活動の主役は、皆さんです。

地域環境や犯罪の発生状況など、それぞれの実情に合わせた様々な防犯活動が展開されます。この機会にぜひ、皆さんも安全安心なまちづくりに参加してください。



自転車の盗難に注意！～被害に遭わないために～

○ 鍵かけ！ ○ ツーロック！ ○ 駐輪は駐輪場に！

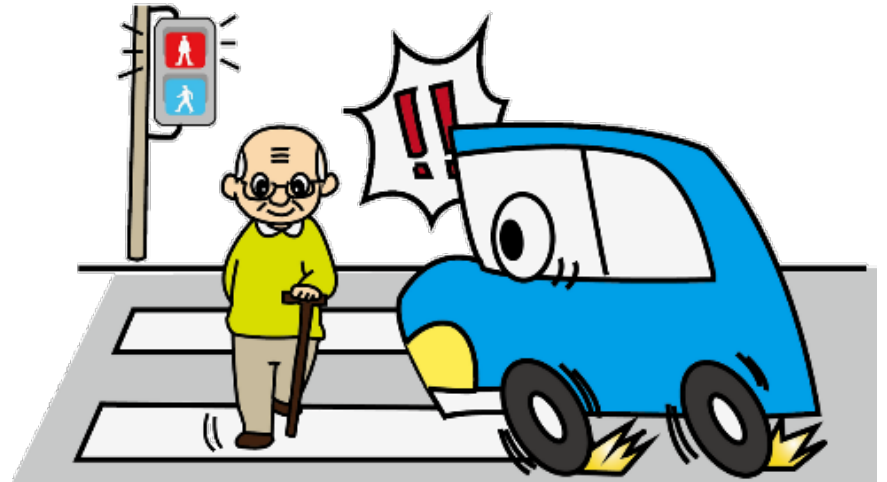
道路を横断する際の違反行為

早朝、夜間に横断歩道の無い場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が県下で多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていたとは限りません。
正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合があるので注意してください。

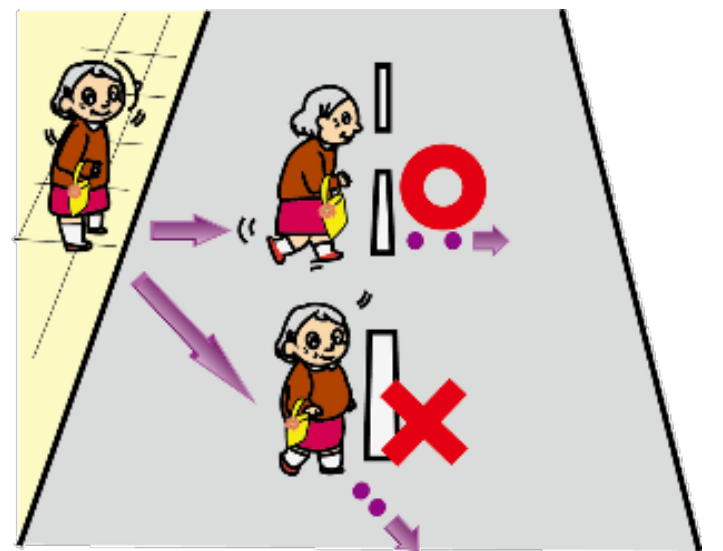
赤色信号無視

道路交通法 第七条 第一項
歩行者は、信号機の表示する信号に従わなければいけません。



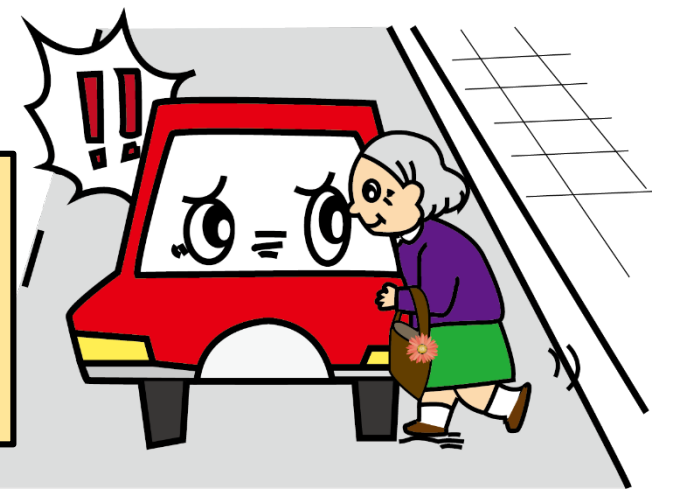
斜め横断

道路交通法 第十二条 第二項
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。



車の直前、直後の横断

道路交通法 第十三条 第一項
歩行者は車の直前または直後で道路を横断してはいけません。



横断禁止場所の横断

道路交通法 第十三条 第二項
歩行者は道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。



須磨警察署